

小田原市監査委員公表第 9 号

令和 6 年 5 月 2 9 日付け小田原市監査委員公表第 1 1 号により公表した監査結果に対して市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 2 8 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 神 戸 秀 典

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>定期監査の期間中である令和 6 年 1 月に、元環境部職員による詐欺事件が発覚した。</p> <p>市では、平成 23 年度に小田原市職員コンプライアンス推進委員会を設置して基本方針及び推進計画を策定し、不祥事を防止するとともに、職員が法令等を遵守し、全体の奉仕者として誠実かつ公平な職務を遂行するよう取り組んでいる。しかしながら、その後も職員による不祥事が複数発生しており、その根絶には至っていない。</p> <p>平成 29 年 6 月の地方自治法の一部改正により、令和 2 年 4 月から、都道府県及び指定都市に、内部統制に関する方針の策定と必要な体制の整備が義務付けられ、財務に関する事務はその必須対象事項とされた。</p>	<p>財務に関する事務の適正な管理及び執行を確保する取組のうち、職員一人ひとりの倫理意識の向上については職員課が対応しているが、コンプライアンス推進課では、組織的な不正対策として、管理監督者の不正防止研修（オンライン研修）の受講及び「納品確認の弱点と対策」をテーマとした係ミーティングの実施を全庁的に行い、元環境部職員による詐欺事件のようなリスクがないか各現場で検討し、必要な対策を講じることとした。</p> <p>さらに、各課等で実施した上記の係ミーティングの結果を庁内共有し、全庁的な不正対策の強化を図った。</p>

番号	指摘等の内容	措置状況
	<p data-bbox="295 268 829 481">今回の事件においても、消耗品の発注、納品確認、支出といった財務事務に係る内部統制が十分に機能していなかったものと考えられる。</p> <p data-bbox="295 515 829 918">内部統制の整備等は本市にあっては努力義務ではあるが、令和6年4月にコンプライアンス推進課が新設されたところであり、不祥事の根絶に向けて、財務に関する事務の適正な管理及び執行を確保する取組の強化を図りたい。</p> <p data-bbox="311 952 686 985">(コンプライアンス推進課)</p>	